

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律案」白紙撤回を求める院内集会のご報告

2016年3月23日（水）に緊急院内集会「法律が教育と子どもにあたえる影響 もっと聞こうよ当事者の声」（主催／不登校・ひきこもりについて当事者と語りあう いけふくろうの会）を開催しました。当日、定員80人の会場は満員。衆議院議員、参議院の議員、秘書の方たちが10人近く参加くださいました。そのなかで菅直人衆議院議員の秘書、菅源太郎さん、衆議院議員の畑野君枝さんが発言してくれました。

現在「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律案」は今国会上程を目指して、各党持ち帰り検討の段階。すでに自民党と公明党は、法案を了承しました。

不登校の子どもを救済するといわれる法案ですが、フリースクール議員連盟に立法をもちかけたのは、一部のフリースクール団体。

フリースクールに通う子どもは、不登校約12万人のうち約4200人、全体の3・5％にすぎません。残りの96・5％の当事者たちの声は聞かれないまま、法案づくりが進められてきました。

立法チームや法律をつくってほしいと推進してきた人たちは、1年もかけて十分議論してきたといいますが、まだ議論されていないことが残っています。

この法律ができてしまったら、学校に行っている子ども、学校に行っていない子ども、どちらもいま以上に苦しむこととなります。それでは子どもたちのための法律とはいえません。

院内集会では、中央大学教授・池田賢市さん、東京大学教授・金井利之さん、大阪大谷大学・桜井智恵子さんの3人に、この法律の白紙撤回が必要な大きな理由として、以下4つの問題点を中心にお話しいただきました。

「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律案（座長案）（平成28年3月11日）」 白紙撤回が必要な大きな理由

1. 多様性を奪う別学体制（第十条）

特別な課程をつくることは「排除」になる。別学より共に学ぶ機会を確保する。「多様性」に対する認識不足。多様な制度を作れば子どもたちは分類・分断され、多様性は縮減する。

2. 責任を不登校の子どもにおしつけている

「学校における集団の生活に関する心理的な負担その他の事由のために
就学困難」(第二条)

「個別の状況に応じた必要な支援」(第三条二)

「適切な支援」(第九条)

3. 学校の改善につながらない法案

「学校が安心して教育を受けられる」学校(第三条の一)になっていない
という現実に対する認識が甘い。今のままでは、さらに不登校の子どもは
増える。

基本指針(第七条) — 安心できる学校への改善という基本理念はない。

4. 教育過剰

目的が「教育機会の確保」(第一条)。フリースクールなどに連なっていない
自宅で過ごす9割以上の子どもは、「生存機会の確保」が必要という状況。

「教育水準の維持向上」(第三条四)

「状況に応じた適切な学習活動」(第十三条)

児童生徒が学ぶ姿を見せなければならない。強迫的に追い詰められる。

3人のお話のまとめを順次ご紹介していきます。